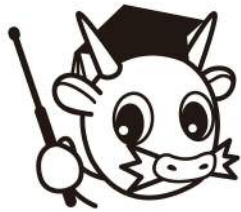


# お子さんをお連れの外国人住民の皆様へ お知らせします



さいたま市にお住まいの外国人住民の方は、公立の小学校  
または中学校で勉強することができます。  
※「在留カード」や「特別永住者証明書」の交付対象となら  
ず、住民票が登録できない方も対象となります。

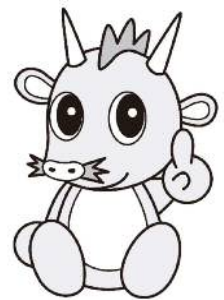
## ◇条件は

- ① さいたま市にお住まいで、
- ② 学校に通う年齢(※)のお子さん

※ 2019年4月から2020年3月に学校へ通う年齢は

小学校へは、2007年4月2日から2013年4月1日までに生まれた方

中学校へは、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた方



## ◇手続きは

各区役所区民課の窓口で住民票の登録手続きをして、公立の小学校又は中学校  
に通いたいことを伝えてください。

## ◆住民票が登録できない方の手続きは

(1)どこで さいたま市教育委員会学事課

浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 3階

(2)持ってくるもの ①パスポート

②住んでいる場所のわかるもの(アパートの契約書など)

## ◇注意すること

- ① 住んでいる場所によって決められた学校に通うことができます。
- ② 保護者が手続きを行ってください。
- ③ 日本の子どもたちと同じ勉強をします。
- ④ 入学料や授業料はかかりません。
- ⑤ 学校に通う年齢を越えている方は、対象となりません。



◇問合せ : さいたま市教育委員会 学事課 TEL 048-829-1648

平成31年度(2019.4~2020.3)